

例1.

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	日												
2	月												
3	火												
4	水												
5	木												
6	金												
7	土												

6h

6h

6h

10h

10h

例2.

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	月												
2	火												
3	水												
4	木												
5	金												
6	土												
7	日												

5h

10h

10h

10h

5h

例1.、例2.の場合塗りつぶし部分以外で労働させなければ時間外労働とならず、割増賃金の支払いは必要ない。
なお、1週間単位の非定型的変形労働時間制の場合、週の総労働時間は必ず40時間以内でなければなりません。